



# 歴史の壺

法務史料展示室だより

第21号

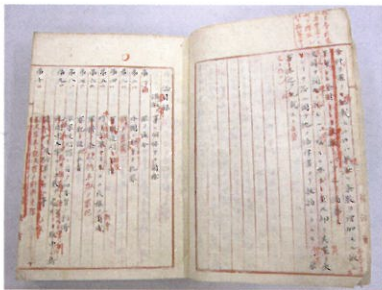
「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。みなさんも歴史のつぼにはまりましょう！

## 法務図書館の 書棚から

### 第6回 『各国刑法比較纂集』



『各国刑法比較纂集』表紙



『各国刑法比較纂集』目次

今回紹介する『かっこくけいほうひかくさんしゅう各国刑法比較纂集』は、明治時代にドイツを中心としたヨーロッパ刑法の調査の過程において作成された史料です。左の写真を見てわかるように、筆写された内容に朱が入れてあり、稿本であることがうかがえます。しかしながら、作成された背景や年代などの詳細は、現在のところわかっていません。

史料を開くと、「元老院ニ於テ「フルベッキ」氏口授」という朱書があります。フルベッキ(Guido Herman Fridolin Verbeek)は、安政6年(1859)29歳のときに来日し、以後38年にわたって日本に在住したオランダ生まれのアメリカ人宣教師です。フルベッキは特別法律に詳しい外国人ではありませんでしたが、政府に雇われ、多数の外国法の翻訳にたずさわりました。欧米列強との対等な外交を求め、西欧法を範とする法典の制定を目指していた明治政府は、海外からの情報の入手に腐心しており、たとえ法律専門家でないにしても、フルベッキの口述による刑法の比較書は、重要な立法資料の一つであったろうと推測されます。

ところで、明治10年(1877)、フルベッキはお雇い外国人としての職を辞して本業の布教活動に専念しますが、そのことから、本史料は、明治10年頃までに作られたものといえるのでしょうか。ちなみに、史料は全3冊、「第一」から「第十八」までの編成をとっており、「罪ノ区分」・「外国ニ関シタル犯罪」や「偽誓律例」など30の小見出しがつけられています。「フルベッキ」の名前があるのはそのうち第一・第二のみで、それ以降は「氏家訳」とか「今村研介訳稿」といったメモがみられます。こうしたことも考慮に入れてでしょうか、手塚豊氏は『各国刑法比較纂集』について、「(明治)20年前後の文書と思われる」としています(『法務図書館所蔵貴重書目録(和書)』)。

新律綱領・改定律例にかわって明治13年(1880)に制定された日本初の西欧主義的刑罰思想を汲む旧刑法は、フランス人ボアソナードを中心に起草されたものとしてフランス刑法の特徴を多く有するものとされています。『各国刑法比較纂集』の成立が旧刑法の公布前であるとするならば、明治政府のなかに、ドイツ刑法の内容を受容して新しい刑法を編纂しようとしていた試みがあったとすることができるでしょう。逆に、公布後に史料が作成されたとするならば、ドイツ刑法の形式を多く踏襲する現行刑法の具体的な起源を、その成立時期からたどることが可能となります。

\*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書の中から毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介いたします。

## 字引を ひもとく

### 悪口：アッコウ

鎌倉時代に作られた『御成敗式目』の第12条には「闘殺の基、悪口より起る」と記され、人を悪く言う「悪口」は喧嘩・殺人のきっかけになるとして禁止されていました。当時の史料に見られる「悪口」としては、「非御家人」「白拍子」などといったものがありますが、裁判で実際に「悪口」として処罰された事例は、意外に少なかったようです。

# 史跡探訪

## のやまごく 野山獄

幕末に活躍した吉田松陰の生誕180年に合わせて、長州藩の野山獄に拘禁される彼を描いた映画、「獄に咲く花」が今年4月から全国で公開されています。この映画は古川薫氏の小説『吉田松陰の恋』によったもので、必ずしも全編が史実にもとづいているとは言いきれませんが、現在でも案内板や碑がたっている野山獄の地に、吉田がつながれていたこと自体は事実です。

吉田はこの野山獄において、自らも拘禁中の身でありながら、囚人たちと問答を交わし、文献を輪読し、さらに彼らの釈放に向けた活動にも取り組みました。そして吉田は獄中で、その理想とする獄制を「福堂策」と題する文章にまとめて、後世に残しています。

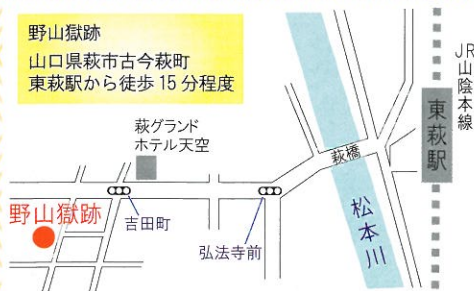
吉田は幕末に亡くなりますが、世が明治に改まったのち、かつて彼が主宰する松下村塾で学んだ天野御民は、明治4年(1871)に西洋の監獄制度を学ぶため香港・シンガポールへ渡り、そこで西洋式の監獄を目にします。そしてこの海外視察こそ、日本に西洋の監獄制度が導入される契機であったと考えられているのです。吉田の実践とその理想を知識として受け



野山獄跡



継いでいた天野たちは、西洋の監獄をどのように受け止め、理解して、日本の監獄制度を築いていったのでしょうか。



## 歴史の壺クイズ

戦国時代、後北条氏が制定した分国法『早雲寺殿廿一箇条』には、朝起きたら手や顔を洗うより先に、あることをするように書かれています。そのあることとは、以下のうちのどれでしょうか。

1. 家来を呼んで時間を聞き、寝坊していないか確認する。
2. 武士として恥ずかしくないよう、髪と服装を整える。
3. 庭などを見てまわり、掃除するべき場所を見つける。

前回の答えは  
**2番!**

## 横顔



磯部四郎は富山藩中士林太仲の四男秀太郎として生を受けますが、生家の貧しさから襤褸も取れぬうちに同藩足軽上野宗右衛門の養嗣子となりました。維新を機に脱藩して柏崎県知事久我維麿の近侍となり、この時以来、生家のあった磯部村、林家の四男という意味で磯部四郎を名乗ります。許されて帰藩後上京して昌平黌、後に大学南校で学んでいたところ、明治5年(1872)、明法寮法学校生徒に採用され、明治8年にはパリ大学に派遣、学士の学位を得て帰朝し、磯部はエリート司法官僚の道を歩き始めます。そして明治初期の立法、法学教育、実務に多大な功績を残しますが、法典論争が起こり、自身も編纂委員として取り組んだ旧民法が葬られるのと頃を同じくして、磯部は官途を捨てます。その直接のきっかけは「司法官弄花事件」でした。

立志伝中の人物でありながら粹人としても知られた磯部が、色町で同僚や芸者を相手に花札を好んだことは有名です。磯部が花札遊びのことを周囲に話し、それを大審院判事児玉淳一郎が聞きつけたことで司法官弄花事件が明るみに出ますが、そもそも大審院長児島惟謙を花札に誘ったのも磯部であるといわれています。弄花事件の責任を取って野に下った磯部は直ちに代言人免許を受け、後には弁護士会長、大逆事件の弁護人を勤めるなど、法曹会の大物として、更に衆議院議員、勅撰貴族院議員として活躍を続けますが、関東大震災に遭い、本所の陸軍被服廠跡で落命しました。

立憲伝中の人物でありながら粹人としても知られた磯部が、色町で同僚や芸者を相手に花札を好んだことは有名です。磯部が花札遊びのことを周囲に話し、それを大審院判事児玉淳一郎が聞きつけたことで司法官弄花事件が明るみに出ますが、そもそも大審院長児島惟謙を花札に誘ったのも磯部であるといわれています。弄花事件の責任を取って野に下った磯部は直ちに代言人免許を受け、後には弁護士会長、大逆事件の弁護人を勤めるなど、法曹会の大物として、更に衆議院議員、勅撰貴族院議員として活躍を続けますが、関東大震災に遭い、本所の陸軍被服廠跡で落命しました。